

ID: 140

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	設備の設置等の措置命令		
例規名 根拠条項	八頭町営墓地条例 第5条第4項		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用許可等) 第5条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、墓地の使用を許可したときは、当該許可した者(以下「使用者」という。)に許可証を交付するものとする。</p> <p>3 墓地の使用は、使用者1人につき1区画若しくは2区画とする。</p> <p>4 町長は、使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日